

第 1 章 総 則

項目	頁	修正要旨
第 1 節 滋賀県における地域防災計画の基本理念	2	・地域防災を担う「人」をつくる について、危機管理センターの運用開始に伴う修正。 (p57. p60. p125. p129. p150. p151. p175. p178. p181. p183. p198. p264 にも同様の修正あり)
第 2 節 防災圏の設定	5	・図表 3 防災圏とその主な施策（その 2） について、学校教育法改正により義務教育学校の校種が新設されたことによる修正。 (p33. p34. p36. p39. p41. p43 にも同様の修正あり)
第 4 節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱	10	・ 4 指定地方行政機関 (4)近畿農政局 について、機関名称の修正。
	12	・ 4 指定地方行政機関 (8)近畿運輸局 について、主体の明確化。
	13	・ 6 指定公共機関 (6)株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、(8)ソフトバンクモバイル株式会社 について、商号変更による修正。(7)ソフトバンクテレコム株式会社について、ソフトバンク㈱に吸収合併されたことにより削除。
13	・ 6 指定公共機関 (17)関西電力株式会社（滋賀支店） について、組織改正による修正。(p50. p51. p177 にも同様の修正あり)	
第 5 節 滋賀県の地勢と地震	24	・ 5 地震調査研究推進本部の長期評価等 表 1-5-3 滋賀県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧 について、地震発生確率の算定基準日の時点修正。(p25 にも同様の修正あり)

第 2 章 災害予防計画

項目	頁	修正要旨
第 1 節 防災都市の形成	36	・ 2 基本方針 ○医療拠点の整備 について、市町の役割について見直したことによる修正。
第 4 節 都市の防災構造と建物棟の安全化	49	・【滋賀県の文化財の状況】 について、指定件数の実態を反映。
第 6 節 上下水道施設の安全化	55	・ 3 具体的な施策の展開 (1)水道施設の安全化の推進 について、指針の改訂による年月の修正。
第 7 節 通信・放送施設の安全化	57. 59 -60	・ 3 具体的な施策の展開 (1)防災行政無線等の災害予防 について、防災行政無線設備を整備したことによる表現の適正化および【滋賀県防災行政無線回線構成図】の見直し。
第 11 節 河川管理施設、港湾施設等の安全化	75	・ 3 具体的な施策の展開 (1)河川管理施設の災害予防の推進 について、照査結果を反映し修正。
第 13 節 土砂災害・地盤災害の防止	79	・ 3 具体的な施策の展開 (3)治山対策の推進 について、危険箇所の見直しに伴う箇所数の修正。

## 地域防災計画（震災対策編）修正要旨

項目	頁	修正要旨
第14節 情報通信体制の整備	82	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 具体的な施策の展開 (2)各種情報分析体制の構築 (6)マスメディア・インターネットの活用 について、Lアラートの名称について、商標登録に伴う表現の適正化。 (p84. p183 にも同様の修正あり)</li> </ul>
第16節 救助・救急、緊急医療体制の充実	89	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 具体的な施策の展開 (2)災害医療への備え について、各関係機関がマニュアルを策定する際、県が作成したアクションカードも準用するよう追記。</li> </ul>
第16節 救助・救急、緊急医療体制の充実	90	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 具体的な施策の展開 (3)広域医療体制の構築 について、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）は広域医療搬送と地域医療搬送の両方の概念とするための修正。</li> <li>・ 3 具体的な施策の展開 (5)広域災害・救急医療情報システムの整備 について、専用端末以外でも利用可能なことによる削除。</li> </ul>
第19節 広域避難・避難収容体制の整備	100 101	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 具体的な施策の展開 (3)避難所の指定等 について、個別の呼称から校種への記載に修正。</li> <li>・ 3 具体的な施策の展開 (5)応急仮設住宅の設置のための備え について、一般社団法人全国木造建設事業協会と災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定、近畿2府8県宅建業協会（10団体）・近畿2府7県・関西広域連合、全日本不動産協会近畿2府8県本部（10団体）・近畿2府7県・関西広域連合、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会、（公社）日本賃貸住宅管理協会・近畿2府7県・関西広域連合と大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定を追記。 (p233. p234 にも同様の修正あり)</li> </ul>
第22節 危機管理センター	106	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理センターの整備が完了したことにより削除。およびこれ以降節番号の修正。</li> </ul>
第24節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画	113- 116	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 具体的な施策の展開 について、既存の事業で危機管理センターで行うものを整理するとともに、新たに危機管理センターにおいて行う研修・交流事業を追記。</li> </ul>
第26節 防災訓練の充実	118	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 具体的な施策の展開 (1)総合防災訓練の充実 について、奈良県が防災分野で構成県に含まれたことによる修正。</li> </ul>
第27節 自主防災組織の整備	120	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 具体的な施策の展開 (3)活動に対する支援 について、自主防災組織率について時点修正。</li> </ul>

地域防災計画（震災対策編）修正要旨

第3章 災害応急対策計画

項目	頁	修正要旨
第1節 災害応急対策の活動体制	123	・ 2 県の活動体制 について、業務継続計画について防災基本計画の修正に伴い修正箇所について明記。
	130	・ 2 県の活動体制 (5) 配備体制 について、非常時優先業務を実施する職員の参集にかかる表現の適正化。
第3節 相互協力計画	135	・ 2 国との相互協力 (4) 災害時における自治体等への応援・支援 について、国が設置する現地対策本部との情報共有等を図ることについて明記。
	138	・ 7 防災関係機関との相互協力 (3) 県と防災機関と事前協議について、近畿2府8県バス協会(10団体)・近畿2府7県・関西広域連合と大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定および大津市消防局と防災映像情報の交換に関する協定を追記。
	139	・ 9 公共的団体等との協力体制の確立 (1) 公共的団体との協力体制 について、文書の整合を図るため、公共的団体を公共的団体等に修正し、生活協同組合を追記。
	140	・ 10 民間との協力 (6) 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 について、現在所管している事業所名に修正。(p226にも同様の修正あり)
第6節 救急救助および医療救護計画	158	・ 3 医療救護活動計画 (5) 災害派遣医療チーム について、関係機関を追記。
	159	・ 3 医療救護活動計画 (6) 災害医療コーディネーター について、DMATに係る部分の表現の適正化。
	161	・ 【指揮命令および連絡調整】 について、災害拠点病院とのかかわりについて追記。
	163	・ 【修繕等不可能な病院等の応急対応】 について、DMATの活用を考慮し、災害拠点病院のかかわりについて追記。
	167	・ 8 国立病院機構医療救護計画 (1) 医療救護班 について、名称変更に伴う修正。
		・ 8 国立病院機構医療救護計画 (2) 連絡系統 について、名称変更等に伴う修正。
	172	・ 10 医薬品等の備蓄および調達計画 (1) 医薬品等の供給 について、近畿臨床検査薬卸連合会と災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定を追記。(p174にも同様の修正あり)
	172	・ 12 行方不明者の捜索、遺体の収容、検視、引渡しおよび火葬(埋葬)計画 (6) 遺体の火葬 について、新たに広域火葬要綱および事務処理要領を策定したことによる追記。
-173	・ 【被災に係る遺体の火葬体制】 について、新たな要綱等にあわせ修正。	
174	・ (注) について、新たに広域火葬要綱および事務処理要領を策定したことによる追記。	

## 地域防災計画（震災対策編）修正要旨

項目	頁	修正要旨
第7節 情報連絡計画	176 177 179. 180	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【震度情報ネットワークシステム系統図】 について、県防災行政無線の更新で回線構成が変更になったことに伴う説明文の修正。</li> <li>・【情報伝達経路図】 について、伝達手段の変更に伴う修正。</li> <li>・3 地震および災害に関する情報の収集および伝達 (6) 被害状況等の収集と報告 について、現在の運用に合わせ削除。また、道路途絶による孤立集落についての関係機関の対応について明記。</li> </ul>
第14節 避難計画	216	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7 要配慮者の避難に関する配慮 (2) 社会福祉施設等の被災状況等の把握 について、県から関係機関に対する通知の内容を反映。また、滋賀県老人福祉施設協議会と災害時における高齢者福祉施設等への支援に関する基本協定を追記。(p220 にも同様の修正あり)</li> </ul>
第15節 飲料水・食料・生活必需品・燃料等の供給計画	225	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5 燃料供給計画 (2) 燃料供給計画 について、滋賀県石油商業組合と災害時の燃料の供給および帰宅困難者支援に関する協定を追記。(p226 にも同様の修正あり)</li> </ul>
第20節 危険物施設等応急対策計画	251	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8 特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策計画(2) 応急対策 について、(公社)滋賀県獣医師会と災害時における被災動物救護活動に関する協定を追記。</li> </ul>
第21節 建造物等応急対策計画	252	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 社会公共施設応急対策計画 (4) 被害状況調査 について、被害状況調査の判定に関する記述の修正。</li> </ul>
第22節 河川管理施設等応急対策計画	258 -259	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【治水関連ダム施設連絡通報フロー】 について、新たに設定したことによる修正。</li> </ul>
第25節 ボランティア対策計画	264	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 災害ボランティアの支援に関する計画 (1) 基本方針 について、ライオンズクラブ国際協会 335 複合地区と災害時におけるボランティア支援に関する協定を追記。(p265 にも同様の記載あり)</li> </ul>

## 第4章 災害復旧計画

項目	頁	修正要旨
第10節 激甚災害の指定	294	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 具体的な施策の展開 (2) 激甚災害指定の推進 について、法改正により特例の延長措置が廃止になったことによる削除。</li> <li>・3 具体的な施策の展開 (2) 激甚災害指定の推進 について、根拠法令の追記。</li> </ul>

## 全 編

項目	頁	修正要旨
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考編から災害時応援協定部分を抜き出し、災害時応援協定編を新設したことによる参照先の修正。</li> </ul>